

**令和3年第2回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和3年6月8日（火） 午前10時11分 開議

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第54号 | 七戸町空き公共施設等利活用促進条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第55号 | 七戸町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第56号 | 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第57号 | 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第58号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |
| 日程第 6 | 議案第59号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について |
| 日程第 7 | 議案第60号 | 物品購入契約の締結について
(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入) |
| 日程第 8 | 議案第46号 | 令和3年度七戸町一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 9 | 議案第47号 | 令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第48号 | 令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第49号 | 令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第50号 | 令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第51号 | 令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第52号 | 令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第53号 | 令和3年度七戸町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 報告第24号 | 令和2年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第17 | 報告第25号 | 令和2年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第18 | 報告第26号 | 令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第19 | 報告第27号 | 令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越 |

計算書の報告について

- 日程第20 報告第28号 令和2年度七戸町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 選挙第1号 七戸町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第23 請願第1号 「学校給食の無償化」に関する請願書について
- 日程第24 発議第2号 七戸町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第25 発議第3号 七戸町議会道路整備促進特別委員会の設置目的の追加について
- 日程第26 発議第4号 「学校給食の無償化」を国に求める意見書の提出について
- 追加日程第1 議案第61号 令和3年度七戸町一般会計補正予算（第4号）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君
	9番	附田俊仁君		10番	佐々木寿夫君
	11番	田嶋輝雄君		12番	三上正二君
	13番	田島政義君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	田嶋邦貴君	支所長 (兼庶務課長)	小山彦逸君
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
会計管理者 (兼会計課長)	高田美由紀君	税務課長	町屋淳一君
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	佐々木和博君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君

農 林 課 長	鳥谷部 勉 君	建 設 課 長	氣 田 雅 之 君
上下水道課長	仁 和 圭 昭 君	教 育 長	附 田 道 大 君
学 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田 中 健 一 君
世界遺産対策室長	相 馬 和 徳 君	中央公民館長 (兼南公民館長・中央図書館長)	高 田 博 範 君
農業委員会会長	天 間 俊 一 君	農業委員会事務局長	三 上 義 也 君
代表監査委員	吉 川 正 純 君	監査委員事務局長	澤 山 晶 男 君
選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君	選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 山 晶 男 君	事 務 局 次 長	鳥谷部 伸 一 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。
したがいまして、令和3年第2回七戸町議会定例会は成立しました。
議長において作成いたしました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
これより、6月2日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 議案第54号

○議長（瀬川左一君） 日程第1 議案第54号七戸町空き公共施設等利活用促進条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 七戸町空き公共施設等利活用促進条例ということで提案されているわけですが、改めてその提案理由、御説明いただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

七戸町の空き公共施設の利活用促進条例ということですが、それは公共施設として、これまで活用してきた例えば学校であったりとか、廃校した公共施設等について、事業者のほうに有効活用していただくことを目的として条例を整備したものであります。その条例を整備したもう一つ奨励措置として特に重点を置いているのは、条例の第6条にありますとおり、減額譲渡できるために整備したものでございまして、不動産評価額の10分の1を下限として、いわゆる安い価格での公共施設を取得していただいて、それを事業等に有効活用してもらうために整備したものでございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 今、御説明があったように、非常に安い価格で手に入れて活用することができる、非常にいい提案だと思います。今後、これに関して公募であるとか、周知を図っていくことになると思いますけれども、単なる公募ではなくて、何らかの形でPRして、こういうことをやりたいと思う事業者これを募って、大いに活用を図っていただきたいと思います。公募の方法について、何か考えはありますか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

まず、一般的な公募の仕方等は通常どおりなのですが、今、議員おっしゃったとおり、町としてはこういう新たな制度を立ち上げた、町のPRとしても活用しながら、ケース・

バイ・ケースにはなろうかと思うのですが、その施設が何の事業に活用すれば、一番町にとってプラスになるのかを十分考慮した上で、町内事業者に限定するのか、県内・県外問わず募集かけるのか、その辺は庁内で十分協議した上で、広く公募してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 一つ伺います。

使っていない公共施設ですよ、それはいいのですけれども、それというのは今使っていないという査定ですのしょうけれども、ではそれというのは、個人の業者だけ。将来、町として、それを持っていたほうがいいのかという場合はどうなるのですか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

まず町としては、先般、公共施設エリアマネジメントプロジェクトというものを立ち上げました。そのプロジェクトは、今、使っている施設、将来的に廃止が見込まれる施設も含め今使っている施設と既に廃止した施設、これらの公共施設に関して今後どのように活用していくかを話し合います。その中で、既に廃校等で使っていない施設を町として、別な用途として利活用しない施設というふうになると、先ほど申し上げました条例を整備した上で、事業者へ譲渡を考えています。

また、この施設に関しては将来別な活用見込みがあるよ、もしくは更地にしてもっと別な使い方があるとか、様々なケースがあると思いますが、そのまず前段として町として今ある、抱えている公有財産についてどのように活用していくかを話し合っただけで、使わない施設の譲渡を考えていく考えでございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 将来的に、特に体育館のあるあたりなのですよ、そこに既に使っていない施設というのがあるのですけれども、それというのは将来を見据えれば、確かにこれもったいないな、町のほうで持っていたほうがいいのかということもあると思う、でもそのスパンというのは5年なんですか、10年ですか、30年なのですか。というのは、これ持っていたほうがいいのかというのは、そこまで必要性が出てくるというのは、これ1年、2年の話でつかないと思うので、そういう期間というのはどうなのですか。一応、目安としてはどうお考えですか。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

現在、議員の皆様も御承知のとおり、荒熊内エリアの開発が進んでおります。それに隣接した蛇坂エリアに関しては、当然、既存の体育館もありますし、その前に廃止してあるひまわり学級であったりとか、あと県の施設であった建物等々があるのですが、これらの

施設に関しては20年後にどうこうするかという考えでは、もう遅いと思います。令和3年中には、このエリアをどのように活用していくかというのをまず方針を定めて、次の第2次の荒熊内の開発計画のほうにも活用してまいりたいと考えております。

ただ、蛇坂エリアはそうなのですが、その他のエリアについても適宜事情に応じて、創業が早まる場合もありますし、10年先を見据えたものになるケースも出てくる可能もございませぬ。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） あそこの場合は、将来を見据えた形で、なかなかあそまで手かける、開発されるというのは時間かかると思うのですよ。そのとおりのですけども、ただ、そうなってくると将来こういう構想があるといったって、10年後で何だか、20年後で何だか、これも定かでないわけ。そういうときには、なぜこんなことを言うと、逆にそういう結果が出たとき、もし町でも将来使いたいとなったら、もっと長いスパンの形の中で押さえておいたほうが良いと思う。処分するのはいつでもできるのだから、そういう意味で聞いているのですよ。だからその辺。これは企画調整課長より、町長のほうが良いのではないかと、逆に悪く言うような意味で、しゃべっているのではないのだよ。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 今、おっしゃる意味というか、狙いは大体分かります。ただ、10年、20年、例えば10年であると、その間当然、維持管理していかなければなりません。それから、その施設によっては、耐用年数がもう近いよと、そういう施設もあります。そうなってくると、例えばトタンが飛ぶわ、あるいは周辺に迷惑はかかるわということで、明確な使用の可能性というのがないままに、ただずるずると持っていくと、維持管理費がかかりますし、最後に例えば5年後、10年後、とうとうこれも使えないなということになってくると、解体の今度は費用というのも当然発生します。

今、町で公募して応募者がいない場合は、これまた検討しなければなりませんけれども、その他総合的に考えて、それならば安い価格で町内・外問わず利活用して、雇用が発生するということになれば、これはそれにこしたことはないということで、今回、この条例を整備いたしました。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 今の話に出た蛇坂の体育館ですね、体育館と旧天間館中学校の校舎とか、耐震性に問題があつて例えばイベント、あれは消防のほうの問題だと思うのですけれども、たくさん人数が入る使い方はできない。そうなった場合に、耐震性に問題ある施設を何かしらに利活用といったときに、それでも使い道が可能性としてまだあるのか、例えば倉庫とかそういったので。人数が少ないのであればまだ使えるのか、そういうあたりで体育館とか学校の校舎というのは、そういったところでどんなところに利用できると

いうふうに考えていますか、可能性として。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

今、耐震のお話でしたが、公共施設として耐震性がないというのは、これは公共施設としてはふさわしくはないというのは、皆様御存じのとおりだと思います。ただし、体育館であったりとか、校舎を事業者が事業目的に倉庫であったりとか、例えば何かを製造する場として使うには、十分使えるような躯体そのものはまだあと数十年持つ躯体であれば、取得した事業者が耐震性を加えて使う場合もありますし、法律的には耐震性がないと倉庫として使えないという法律もございませんので、活用の仕方は様々出てくると思います。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第55号

○議長（瀬川左一君） 日程第2 議案第55号七戸町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第56号

○議長（瀬川左一君） 日程第3 議案第56号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） コロナウイルスの感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を遡って行うことができるようにするというのは、大変町民の暮らしを考えた場合にいいことですが、遡って行うことができるようにということで、これはいつまで遡って、対象がいつからということになりますか。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

こちらの遡りというのは、昨年度、令和2年度もコロナの事業を実施して、3月31日で切れてございます。本年度は令和3年度、国からの通達が5月の下旬に来ておりまして、今回の6月の定例会に上がるわけですけれども、4月1日からコロナの事業を実施するというので、4月1日からになります。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） そうすれば、令和2年度も3月31日までと、そして令和3年度も4月1日から今年も対象になるということですので、大変よいと思います。

次に、国保の減免を行うわけですが、減免を行った場合、国からの財政支援というのがありますか。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

国からの財政支援ということで、去年の実績を踏まえますと、100万円ほど減免額がございました。本年度も実施するにあたって大体同じ金額としますと、2割、100万円だとすれば20万円が国の交付金ということになってございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 昨年の実績だとまず100万円と20万円ほどは国から来るということになれば、80万円は町負担ということになるのですが、町負担でも減免をするというのはいいわけですが、町負担になる国からの根拠というのは、七戸町の調整対象需用額の3%以下という場合には、3%以上の場合には、国からの補助が全部出るわけですが、多分、これは3%、七戸町調整対象需用額の3%以下だと思うのですよね。だか

ら、国から全部出ていないのですが、七戸町の調整対象需要額というのはどれぐらいですか、金額的に。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

七戸町の調整対象需要額でございますが、3億4,701万8,000円でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 表紙を1枚めくって、条例の中の附則と書いたとこのこの中で云々と書いて、（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有した報告されたものに限る。）とあるのですけれども、例えばこれというのはイギリス型とかインド型とか何とかと、それは含まれるの、含まれないの。

○議長（瀬川左一君） 町民課長。

○町民課長（原子保幸君） お答えいたします。

今のコロナの変異種、全てにおいて対象になる内容となっております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第57号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 議案第57号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第58号

○議長(瀬川左一君) 日程第5 議案第58号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第59号

○議長(瀬川左一君) 日程第6 議案第59号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第60号

○議長(瀬川左一君) 日程第7 議案第60号物品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車(CD-I型)購入)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番議員。

○11番(田嶋輝雄君) ちょっと確認の意味も含めてですけれども、大体予定価格よりも95.86%、安くなって4.14%ということでございますけれども、やはり特殊車両だからということでこんなに高くなるのでしょうか。価格について。今までもその程度ですか、パーセンテージ。

○議長(瀬川左一君) 総務課長。

○総務課長(田嶋邦貴君) お答えします。

今、議員おっしゃるとおり、特殊車両ということもありまして、今までも大体このような価格で推移をしております。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 11番議員。

○11番(田嶋輝雄君) 恐らく下の理由書いてありますけれども、それなりの点検やメンテナンスが、普通のところではなかなかできにくいよということなんか含まれているかも分かりませんが、できるだけもうちょっと安くなってくればありがたいなと思っていましたので、そうなってくると、これからも徐々に入ると思いますので、頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第46号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第46号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから10ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

11ページ、1款1項1目議会費から16ページ、2款5項1目統計調査総務費まで、発言を許します。

15番議員。

○15番（盛田恵津子君） コロナ対策について伺います。14ページ、2款総務費19のあたり、関連でお聞きいたします。

開会のときに、町長は、コロナワクチン接種の高齢者の接種率が83%ぐらいまで進んでいる、7月くらいには高齢者のワクチン接種が完了するのではないかというようなこととお話ししていましたが、また高齢者のワクチンが済み次第、65歳以下のほうにもワクチン接種を考え、行いたいというようなことを言っていましたけれども、七戸のコロナワクチンの接種が非常にスムーズにしているということは、本当によかったなと思っています。

また、報道などによって大都会などでは大分混乱して、なかなか接種が進んでいないところもありますが、我が町においてはそういう混乱もなく、スムーズにしているところがよかったなとは思っていますが、関係の担当の課なり、関係の課も一生懸命努力したので進んでいるかと思えます。

それで伺いたいのは、今後、高齢者のほうが済み次第、先ほどのいただいた資料の中では医療従事者及び介護従事者、そういうふうに段々と計画をしているようですが、今あるワクチンの中では優先順位ですね、それらも考えながら進めていると思いますけれども、その方向性とかはいかがなものでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

今、65歳以上の方のワクチンの予約率ですけれども、約9割、88.8%となっています。それで今度64歳以下のほうになっていきますけれども、こちらのほうはワクチンの数が6月から入ってくる予定となっています。配分は少ないですけども2箱ぐらいと聞いています。そこで、これからは前回65歳以上に対しては、たくさん通知を出して電話

混乱いたした経緯もありますので、人数とか配分を考えながら通知して、予約していきたいと思っています。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 65歳以下のほうも考えているということなので、まずその優先もそれなりに考えているかと思います。まず大事なのは、学校の小・中の先生方、保育園の先生方、そういう方も優先的にやるべきではないかなと思っております。

それから、要するに国からワクチンが県に来て、県から各自治体にワクチンが行くわけなのですが、その自治体によっていろいろな解釈がありまして、16歳からワクチンをするというところもございます。また、ワクチンのメーカーによっては、12歳以上からでもできるというふうになっておりますけれども、町長、これからは64歳以下から順次ワクチンの出回り次第によっては、どんどん年齢引き下げ、全町民がやれるような方向に持っていけるでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

高齢者65歳以上が済むと、今度は60から64までと、とりあえず健康福祉課で予定しているのが。ただし、今、他の自治体とかいろいろ基礎疾患ある人が優先とか、基礎疾患ある人はごく一部で、あまりそれはこだわらなくてもいいということになるそうであります。そうすると、今度は14歳からという報道もあります。この辺恐らく目安が、ある程度、国から出てくると思いますが、あまりその辺は厳密に限定しないでやれるような状況になっていくような気がいたします。その辺は、県と協議をしながらいろいろ迅速に進めるようにしていきたいと。これ2回接種すると、本当にマスク要らないという国もあると。ですから、今度は早く打ちたいという人が非常に増えてきているということで、そこらあたり、実は混乱のないように進んでいきたいというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 本当に七戸町はちょうどコンパクトで、十分目が行き届くような体制になっておりますし、担当の課の方々が一生懸命やっているのはよく分かります。本当に混乱が起これなくてよかったなと思っております。これからも町民の生命と健康を守るために、鋭意努力していただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 14ページ、公営塾、多分これは七戸高校ですね。ちょっとこの工事費、私、工事費が負担とかでなく、幾ら塾生を募集しても私が今感じているのは、七戸高校に行く交通の手段がかなり遠い、東北町もそうだし、私ら旧天間林地区でも。朝、通学のバスが非常にないということで、その辺は親・両親、または祖父・祖母そういう方が学校、まさに近くの辺りまで子供の送迎というふうな、私はこの工事費よりは、もちろん大事だけれども、交通のバスとかそういうのを何か手助けして、生徒を募集するとい

う、私はそのほうが少しでもいいのかなと思う。その辺は考えないですか。

○議長（瀬川左一君） 教育長。

○教育長（附田道大君） 小坂議員の御質問にお答えします。

なかなか難しい問題であります。正直に言いますと、今のところそこまでは考えておりません。ずっとこれから将来については、ちょっと分かりませんが、よその地域ではそれに取り組んでいる地域等もあります。まず、今、最初の公営塾ということで大きな柱をどんと立てて、様子を見ていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） では将来に向けてということで、皆さんも多分、町民も町職員も高校生持っている親でございますので、今現在、三本木のほうに行っていますけれども、やっぱり交通がないということで、バスがないということで、その辺を。これ県立であるので、町で助成とかそういうのは多分難しいと思いますけれども、なるべくはそういう交通手段、通学しやすいような考えてほしいなど、私から要望します。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 14ページの18、19のあたりになると思うのですが、先般に町長が、今、コロナのために町独自でまたプレミアム商品券というのですか、そういう券を出すという話あったのですけれども、実は一昨日なののですけれども、国の制度なのだそうなのですが、緊急事態宣言とかそういう形に準じる地域に、三八上北も地域に入って、国から1事業者当たり30万円もらえるのだそうです。ただし、もらえるのは町経由ではなくて、青い森信用金庫とか商工会の形の中で、実際、七戸でもらった人もあるそうです。

ところが、その人が5月の末日、末までだったらいいのですけれども、行ったら、その対応が、商工会に行ったのだけれども、それが全然ラチがあかなくて、これ私ももらえるのだな、もらえないのだなという形であきらめていたそうです。これ昨日か、ゆうべ聞いたものだから、私も知らなかったのですよ。その辺のところ、たとえ同じ町の行政そのものが、そういう町のこの世知辛いこの予算の中で組んでいる中に、国の資金ですから、そういう形の対応できるものであれば、そういうほうがもっとよかったのではないのでしょうか。その辺のところは分かっていたら、それを教えてもらえればと思います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

恐らく緊急事態宣言の影響緩和に関わる一時支援金という国の制度のことだと思えます。今年の3、4、5、3か月間のみ申請期間にあったものでありまして、私自体この情報を把握するのに遅くなりました。このことに関してはおわび申し上げたいと思えます。また、商工会についてですけれども、不親切な対応があったとすれば、これはあわせ

ておわび申し上げます。あわせて、そういった業務をするための機関の一つでもありますので、しっかりと指導していきたいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） もちろんこれ町独自の資金よりは、国からの資金のほうが楽に決まっているよ、自分たちの持ち出しがないからね。だけれども、その中で七戸でもらった飲食店があること。でもそれそのものが十和田市の飲食店の人たちから聞いて、あるのだそうだ。ただし、それは商工会か青い森信用金庫しかない、やれないのださうだと、私が七戸だから七戸の商工会に聞きに行ったのですよ。そうしたらどうのこうのと。でもさ、町長、例えば商工会にしてみても、町からの予算が出ていますよね、直接そのためによれとは。ただし、これはこの苦しい中で、例えば受付が役場でやれとかそういうではないから、青銀でやれとか、そういうところでやれるのではないから、商工会と青い森信用金庫しかないとすれば、七戸には青い森信用金庫ありません。商工会しかないのですよ。では会員でないから受付ないとか、そういうことではなくて、実際もらえる人がもらえたから、これ何とかこの商工会に対してもこういう事態のときぐらいは、逆にその手続をちゃんとしてやって、その代わりあなたも商工会の会員になってくださいというのが、本当ではないのでしょうかね。商工会に対して、何らかの意見を申し上げて聞いたと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 今のおっしゃった内容ですけれども、まず実態を調べてみないと分かりません。そして申請する窓口が随分狭き門だなと、青い森信用金庫、そのほかに金融機関あるはずですが、それから七戸の商工会とか、そういうことで、もしそういう資金が、いわゆる助成のお金があるのであれば、これ見落としていけば大変なことになると思いますので、大変申し訳ありませんが、今のところもう少し調べて、そしてもしそういう失態があれば、それなりに対処したいというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） さっき課長がおっしゃったように、3、4、5、3か月間の短期間だって、でもそのときにもらえても、もう過ぎているのですよ。調べてみてどうのこうのといったって、もうそれが終わっているのですよ。私が言っているのは、町から出してくれというそういうことでない。ただ、せっかくそういう形でやれるものを、町ばかりの資金ではなくて、それができるものができなかった自体が、少なくとも町そのものは知らないといったら、これもう少し勉強してもらいたいなというふうには思いますけれども、ただ、商工会で受けてもらえた人がある。だけれども、それが相談に行ったけれども、対応してもらえなくて、会員ではないから対応してもらえないかどうか分かりませんよ。それ自体がおかしいなということなのですよ。これからもこういうことがあるかないかは、あってももらいたくないのですけれども、だから商工会にもこれ終わったことに対し

て、町がその分を代わりにお金出しますというわけにもいかないだろうし、だからその辺を商工会に対してもちゃんと調べて対処すべき、話をしておいたほうがいいと。悪いとか、いじめるという意味ではなくてね。答弁をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 多分、商工観光課長もよく分からないというのですから、今のところはやっぱり実態ですね。現にそういう方がいるということであれば、どういう中身で内容で、そしてしかるべき申請をしてもらえたのか。これは既に時遅しかもしれませんけれども、一応、今のところはそれしか答えようがありませんので、調べて、これからはそういうのがあるのであれば、まだ緊急事態が続いていますし、そういう落ち度のないようにしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 13番議員。

○13番（田島政義君） これにいろいろ仕掛けがあって、まず、ちゃんと町と県のほうに、国のほうに税金を、所得税を納めているか。それで去年の令和2年の所得税と2月、3月とか、それから今年の2月、3月で売上げが50%以下、我々だから後で分かって商工会から聞いてやったけれども、経理事務所がだめですと。というのは、売上げが50%、51になるともうもらえないというようなこと、49、50%以下でないとももらえないというので、だから申告ちゃんとしていないとももらえない。ちゃんと申告して、県のほうの納税証明もらえる人は、そういうパーセントのあれで、我々も不合格でした。

だからそういうので、ちょっとでも売上げが多いと来ないという、それも商工会でやって、経理事務所も頼んでいる。経理事務所ではみんな覚えていましたから、3月の時点で。だからそれで何回かやったけれども、だめですということで、そういうのもありますので、やっぱり税金を払った払ってないかの違いで。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（听 清悦君） 昨年、国が持続化給付金というので、個人事業者だと100万円、法人だと200万円というので、今、田島議員が話したように、前年のある月と比べて50%以下というところで、みんな売上げが落ち込んだ分必死に頑張っ、少しでも売上げを維持しようと頑張った人が50%より高く、もうだめだとあきらめた人が50%より低い人が逆に蓋開けたら100万円もらえた、200万円もらえたということで、すごく不公平感が出ていて、国の制度が、制度設計自体が粗すぎるのですけれども、そういった部分で町内でもそういったところで頑張った結果もらえなかったという人が結構、その制度のはざまに落ちてしまった人が結構いるので、そこも何かの機会に調査してみて、国の粗い制度に乗れなかった人を、もし救うべき人がいるようであれば、何とか町で手だてを考えてほしいなと思っています。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 同じく14ページ、20番の地方創生なのですけれども、14の工事請負費なのですが、これ工事する場所は、たしか後援会の持ち物の場所ですよ。基本的に町所有のところの工事をするというのなら分かるのですけれども、これ工事した結果、工事した財産は当然のことで後援会のものということになります。

○議長（瀬川左一君） 学務課長。

○学務課長（鳥谷部慎一郎君） お答えいたします。

今回の工事費につきましては、全員協議会でも御説明しましたが、まず既存の建物の床、内壁・天井等の床はフローリング張り、壁・天井はクロス張りを予定しております。そのほか、エアコンの設置を4部屋に予定しておりますので、エアコンの所有というのは当然町のものということになりますが、まず躯体のほうの改修につきましては、後援会さんとも協議しまして、建物の所有は後援会さんなので、改装した分については、仮に公営塾をやらなくなった場合にしても、まず後援会さんのものというような認識でおります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 先ほど、7番議員が言ったけれども、制度・設計の粗さという部分の同じ現象だと思うのです。結局、工事費、この中で組めるとすれば、業務委託の中で要は業者が、その施設を使用するために業者が使いますよ。当然のごとく、その後、使用が終わった後に、暁には原状回復が基本でしょうし、でなければそのまま寄付行為をするというような流れだったら納得がいくのですけれども、このままの状態で町の予算で所有の別なところに工事費を入れるということ自体、ちょっとこれ検討が必要ではないかなというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 出なくても建物は、恐らく無償で使わせてもらうということになります。とりあえず債務負担を組んで、当面は5年ぐらいのでいきますけれども、これ以上存続するのかわからないのか、これその実績次第でありまして、これぐらいの投資と言いますかそれで大きな実績が上がれば、もうそれにこしたことはない。終わった後どうするのかということになると、建物代、使用料を払えということも考えられますから、そこいら辺は、やっぱり広い心でもって進めたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 最後です。私も不動産業営んでいるわけですからけれども、その辺の賃借、建物の利用ですね。賃借とかというのは、当然、契約に基づいて行われるべきものだと思うのです。心が広いとか狭いとか、そういう話ではなくて、結局、相当無理してやっている事業なのです。だからこそ、その契約の関係だったり、結局、七高は七戸の子供たちが全員行くわけではないのです。例えば、関係のないとか、直接的に関わりのない方々にも後ろ指を指されないようなやり方・組み立て方をしていかないと。やろうとしていることは、全然やぶさかでない、反対ではないですが、そこら辺のところを

きっちりと詰めていかないと、町がやることですから、個人でやるものではないので、そこを進言して終わりにします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 14ページの今の19目です。

これは家族村のトイレ、工事に入るわけですけれども、今、入った理由というのはどういうあれで今頃工事やるのですか。14ページの2款19目12委託料と14工事費、その辺のところ。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

これはコロナ交付金の編成作業、いわゆる昨年度からの今年度分の中で、メニューの中で冬の間、旅行村の和式がかなり多い関係上、一部要所・要所を洋式に変えるという調査して、新年度予算には間に合いませんでしたので、今回の6月で計上させていただきました。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） そうだろうと思いましたがけれども、一応、一般財源で対応ということで、100%対応ということの中でやっていますけれども、そのところはやはりできれば時期的にも早目の対応、3月あたりでもそういう計画持ってやったほうがいいのではないかなと、私はそう思っております。

それで体育館の施設等も書いてありますけれども、これどここの体育館ですか。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

体育施設につきましては、武道館、讃道館、屋内温水プール、あと総合運動公園の外のトイレの和式から洋式ということをご予定してございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 外のトイレとなれば、私たちの地域は冬の対策、凍結防止これはきちんとやっていただきたい。間違いなくそういった面では、障害が生じることがあると思うので、その対応しっかりとやってください。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

次、17ページ、3款1項1目社会福祉総務費から22ページ、8款5項1目住宅管理費まで発言を許します。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 20ページ、6款6目18節東八甲田ローズカントリー負担金の

この中身について伺います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

議員も御承知のとおり、この春4月から町では、社団法人のほうに職員を派遣しております。当初、その職員の給与等については、町のほうで負担するという考えでございましたけれども、給与等の社会保険料等の負担等について、直接、町が支払われない部分がございますので、その部分について負担金として計上させていただきました。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（呷 清悦君） 私もいろいろ東八甲田ローズカントリーに関して質問してきた経緯もあって、職員を出向という形で、もう直接経営の中身が分かるところに送り込んだという点では、町としてもかなり強い意欲で取り組もうと思っているのは感じます。ただ、やはりそうはいても例えば、これから加工も付加価値の高い仕事として増やしていきたいという中で、今、職員をそこに1人派遣してもすぐ効果が出ないと私は思っていて、むしろ期待しているのは、来年4月から指定管理者がそれこそこういう地場産品を使って加工品をつくれれば売れるだろうとか、なおかつ、販路まで持っていればこれがすごく理想的で、ローズカントリーの職員はそこからの製造委託とかで、今度、こういうレシピでこういうのをつくってちょうだいというふうに頼まれる。そういったのを頼めるぐらいの法人が指定管理を受ければ、ローズカントリーもこれから加工の部分でも伸びてくるなどは思っているのですけれども、私の一般質問の答弁聞く限りは、ちょっとそういう方向ではまだ考えを固め切れていないなと感じているので、せっかく職員、有能な職員を送り込んでも、結果がなかなか加工では出ないというところを心配していますけれども、そのあたりはどのように考えていますか、加工をどう伸ばすかという。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今、1人あそこに常駐してやっています。経理全般の洗い出しやっけていまして、様々な問題点が出てきておりまして、これからのそういう経営面での今までのまづかった点、こういったものは修正していこうと。おっしゃる加工の分野ですけれども、彼は加工の専門家ではありません。ですから、これからではどの部分をどういう加工していくのか、いろいろ構想は立てているみたいです。そこにいわゆる加工が得意な法人なり、団体なり、個人なりでもいいですけれども、そういったものも今度は念頭に入れながら、それも併せてあそこと家族旅行村とスキー場と全体で人を呼べると、そういうふうな体制づくりということで持っていきたいと。

さっきのことですけれども、トイレの改修なんかもういわゆる今で言うテレワークなり、あるいはまたサテライト等のそういったのを視野に入れた一つの方向づけということで、そういうこと全体で人を呼ぶようにしていきたい。しかも当然、何かジュースとか様々、

何とかというジュースとか、そういったものをハウスの一部を使って今提供するということもやっている、だから順次そういう加工の分野にも進んでいきたいと思ひます。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（昴 清悦君） 道の駅との連携も大事ですけども、やはりあそこ東八甲田家族旅行村もスキー場も含めて、あそこ一体的に観光部分も含めて、加工と組み合わせて考えていきたいということは賛成です。

やはり赤字を減らそうと思ったときに経費節減とかいうよりも、売上げを伸ばすために必要な投資をむしろしなければならぬと思ひていますので、そういったいい計画が出てきて予算つけるというのであれば、私は賛成したいと思ひていますので、ぜひいい計画を作成していただきたいと思ひます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 21ページ、8款3目14節、道路工事費のマイナスの4,100万円という中身になっておりますけれども、実際、私も様々な人たちに言われることは、この除雪、今年にかけて大変雪が多かった。そのために道路の損傷、特にガードレール、ガタガタガタガタ、それこそガタガタしているところがいっぱいあります。そんな中においてちゃんと、恐らく職員だけでは対応が大変だと思ひます。そういった意味では、苦情や相談、様々なのが来ていると思ひますけれども、そういった意味で早目の対応、いっぱいあります。私自身でも、今、5か所くらい言われてきていますので、そういった意味ではマイナスそのものはちょっと残念かなと思ひますけれども、できるだけそういったところを指摘されたら、1日でも早く修繕、対応してくださるよう要望しておきます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、22ページ、10款1項2目事務局費から27ページ、13款2項14目核燃料物質等取扱税交付金事業基金費まで、発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） 25ページですね、25ページの9目、二ツ森貝塚の資料館についてですけども、皆さん御存じのとおり、世界遺産内定のような新聞等で発表されました。私は、近くに家もあるということで週末になれば公園のほう、会館のほうはどうだかちょっと分からないけれども、公園のほうは結構人が出てきている、見学者、あるいはまたそういう新聞等ですかね、そういう方結構見えているなといううわさ聞いています。

そういう中で、開館した今現在ですね、来場者、そしてまた今後に向けてどのような取組を組むか、今現在、分かっている範囲でお尋ねいたします。

○議長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（相馬和徳君） お答えします。

現在、二ツ森貝塚館の来館者になっておりますけれども、5月31日現在、総計で1,

235名で、町内の方が387名、県内・町外の方を除いた町外の方で県内の方793名で、県外の方が55名となっております。

今後の取組状況のような御質問ですが、これらの方々、まず町内の前に県内、町外から県内の方々に来ていただいた後の一応町の中、二ツ森貝塚のほうは少し離れておりますので、町の中に誘導する形をとっていければと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 今の報告で圧倒的に町外の方が多くということで、そういう中で会館をもっと利活用するためには、費用がかかるとは思いますけれども、将来へ向けてビデオなんか、ビデオとかCDというような流れを見せるような、今までの縄文の跡の、今、原形があるだけで実際は（聞き取れず）映像で紹介できるようなものがあれば、会館のほうも楽しんで長くいれるかなと、私は考えています。

そしてまたもう一つ。旧東小学校、二ツ森貝塚遺跡の会館になってはいますが、グラウンドですね。今、グラウンド見ていると、私は毎日見ているのだけれども、荒れ放題というか、草が伸び放題で、個人的な要望ですけれども、グラウンドというのは動物、犬ですか、室内用の犬を飼っている人が結構多い。そういう関係から、私はグラウンドとか芝生植えて、そういうのも活用して空いている、さっき言った休遊地ですか、そういう公共施設の場所も見直す考えがあるといいなと考えて、その辺は考えていますか。

○議長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（相馬和徳君） お答えします。

ただいまの東小学校、貝塚館の前にあるグラウンドの件ですが、グラウンドのほうは今後、一応今の段階の検討ですが、世界遺産になった場合、こちらのほうもまだ確定はされていませんけれども、堅穴住居等の移設等も検討しなければいけない場合もありますので、そちらのほうを移設したりして、縄文の集落等の関係で発展させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

6番議員。

○6番（澤田公勇君） 今の関連になりますけれども、私も昨日ちょっと用事があって、今の貝塚館、東小学校の周辺通ってきましたけれども、イコモスの関係で恐らく世界遺産になる確率は、かなり高いと思いますけれども、今年春先から天候がよすぎて、小学校の会館の周辺、牧草畑の中にあるのかなという感じが見受けられます。

先ほど、小坂議員も言いましたけれども、グラウンドの除草の対応、周辺の除草、また二ツ森貝塚のほうに向かってのそういう、せっかく先ほど課長が観客が来ているという状況の中で報告されましたので、これからは夏場に向けて、また、人の往来があると思います。そうすると、歩道とか車道の除草をちゃんとやっておかなければ、見た目にはよくな

いなというふうに思いますので、その辺は早目に対応してもらいたいなというふうに思いますので、要望ですけれども、お願いいたします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

8番議員。

○8番（岡村茂雄君） 23ページ、中央公民館費の成人式の記念品に関連しますけれども、成人式、若い人たちが非常に楽しみにしているのですが、去年、土壇場になってコロナの関係で延期になって、今年の11月頃ということ聞いていましたけれども、今、見ますと、よその町村も再延期という情報があちこち聞かれますが、また、コロナの状況もワクチンが若い人方まで浸透しきれないみたいなことも考えられますけれども、町長は、その辺どういうふうに見通しています。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 去年の成人式、残念ながら延期をいたしました。だからその年代だけ、私たちの成人式がなかったということのないようにしたいと。かつて文教厚生常任委員会の中で、11月の開催ということも実は言いましたけれども、ワクチンの接種の状況が、今のところ非常に順調だと思います。もちろんこれからのワクチンの納入次第にもよるのですが、そうすると、まず新成人、あるいはまた去年の成人になる方々の接種も、恐らく年内に完了するだろうと。2回接種ですね、するだろうというふうに考えておりまして、そこらあたりで、当然これは年を明けて成人式、これはやれると、接種を完了した。もちろん他市町村は、その状況は分かりません。

例えば、東京都も完了するかどうか、その辺は分かりませんが、最低町内だけは、あるいはまた県内のかなりの部分の自治体が、接種が大体完了するのではないかと考えています。そうすると、ある程度安心した状態でできるということで、その辺の日にちは検討をさせています。実は公民館長に言っていて、いろいろ会議をやっておおよその方向が、いつというのが出たと思いますので、そこは公民館長から検討結果発表させたいと思います。そうすると、今年度の新しい成人と去年の分、いわゆる一緒の日というのはちょっと無理みたいですが、前後してできるのではないかとというふうに思います。

○議長（瀬川左一君） 中央公民館長。

○中央公民館長（高田博範君） 町長から、日程のほうと言われましたので、関係課と並びに町長、副町長、教育委員会で協議した結果、延期にしております令和2年度の成人式を来年1月10日の日曜日、今年度本来やる予定でありました令和3年度の成人式を1月11日、次の日ですけれども、11日の月曜日、成人の日に行うことといたしました。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 14ページのところになると思うのですが、たしか12月の議会のときに私、一般質問の中で、今、コロナ資金の形で来ている形の中を全額それに使うのではなくて、これからの例えばコロナが収束後の経済という形のもので検討したらどうかと。そうしたら、庁内の中でそういう若い人たち含めて検討委員会なりそういうのでも、何やるか誰も分からないから、どうですかといったら、町長がやりますという話を聞いたのですが、その後、それがどういう経過をたどっているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 副町長。

○副町長（高坂信一君） お答えいたします。

新しい生活様式、または新しい働き方ということで、コロナが収束した後、どのような生活になるのかということを考えまして、まず、庁内で若い職員からいろいろ提案していただきました。それをもとに、総合戦略の推進委員会、または臨時交付金の検討会議、この中で検討しまして、まずは役場業務内の改革ということで、対面対応とか書類のやり取りが主な町の業務、これの在り方を見直しして非接触型の行政サービスの拡充、そしてデジタル化・オンライン化、これらのものへ取り組もうということで、まず具体的には今その交付金を使って税金、町税や上下水道料金のコンビニ収納、また、町への各種申請書類や請求書・見積書、これらの押印の省略、また町業務に対する問い合わせアプリ、これらの整備を進めておりますし、また県内外におけるリモート会議、これも進めております。今後においても、行政サービスの見直しによる持続可能な社会への転換ということで、簡素な効率的な行政システムの構築、これらを図っていきたいと思っております。

それとまたもう一つですが、新型コロナウイルスの感染拡大で地方移住、これらの関心が高まってきております。地方で暮らしながら、東京圏等とも同じような仕事ができる、そういう環境整備が必要でしょうということで、まず庁内全域に光ファイバーの整備、それから東八甲田家族旅行村にWi-Fi環境の整備、これらを整備しましてテレワークの活用、それから企業の地方サテライトオフィスというのですか、その誘致、そういうふうなコロナ禍における新しい行政スタイルに取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしてもウィズコロナ・アフターコロナ、これらに対応した今言った以外の分野、教育とか福祉・農業いろいろな分野がございますが、その中でデジタル化等を進めていながら、町の魅力向上を図っていききたい、それに今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） うちの会社でもペーパーレスというのがあるのですよね。恐らくそのことになることで全部押印も、判こつととか、そういうのも何もなくなるから、だからそういうことを指しているのかなと。要するにコロナが収束した後に、町の経済ということではない、行政のサービスのスリム化という、経済的なスリム化によって何とかしよ

うという形かと思うのですけれども、そこまで考えたのであれば、ぜひそれはそれで進めてもらいたいと思います。

さらに行政の部分に、これから何やればいいのか、私も分からないのだよ。でもそれはその方向で間違いなく、よくそういうふうにするなど。ただ、このペーパーレスというのはなかなか難しいと思いますので、でもそれと併せて行政の中ではなくて、行政の普通の一般の商店とか農家もそうでしょうけれども、そういう人たちのことももしできれば、いつまでも国のほうでこんなに予算つけてくれるとは、コロナの関係でつけてくれるとは思わないのですよ。ただ、今のうちにそれらのほうも、行政のほうもやりながらそっこのほうもぜひ検討して、できればそれは途中報告でもいいから、随時そういう形を報告してもらえば助かります。要望で、答弁は要りません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） ニツ森貝塚の管理に関連して聞きます。

前にも町長に、何回も草刈り機の問題で話したことがありますけれども、先ほど澤田議員も話しているように、周りの草は大変です。特に現場の場合は、これからどういう天気になるか分かりませんが、雨降って天気よければすぐ伸びますということの中で、やはりあそこには新しい機械を常に置いておく、今、現状はどうなっていますでしょうか。草刈り機の問題。

○議長（瀬川左一君） 世界遺産対策室長。

○世界遺産対策室長（相馬和徳君） お答えします。

今のところ、ニツ森貝塚史跡公園及び貝塚館に配置されている機械、草刈り機械というのは、通常の手持ちの草刈り機2台のみになっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 手持ちの草刈り機では、とてもではないけれども、あの大きな土地ですから。町長、そのところは前にも話したように乗る機械ですよ、乗用の機械。あれは常に常駐して細かな配慮もしていかないと、草ぼうぼうになって、切ったわいいけれども、上に枯れたのが乗っかっていた。大変に見映えがいいものではありませんので、そのところを新しい機械を買ってやったほうがいいのではないかなと、私はそう思いますけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

草刈り機云々は、もちろん新しいのはいいでしょうけれども、最近、実は行っていませんで、今、6番議員から牧草畑の中にいるみたいだと。大変な状況になっているなというのを今、感じました。すぐ草刈りいたします。というのは、もういろいろな人は来ているのですよね。

私、実は地理不案内だと、看板が足りないよということで実は室長に申し上げたら、県のほうで統一したのを今検討しているみたいで、それを待っている状況ということですから、いろいろな面で足りない部分があります。ただ、いの一何よりもあの周辺がそういう状況になっているというのは、非常にいわゆる恥でありまして、早急に草刈り、これはどこから機械持ってきてでもできますので、その後、本当に使用に耐えられないような機械であれば、これは新しい機械これの購入、「まさお君」という非常にいい機械があるみたいですから、乗用の機械ですね。検討はいたしますが、いずれにしても来た人にはすごいな、すばらしいなと思えるような環境を早急にはつくります。大変申し訳ありません。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今の話だけでも、牧草畑にいるより、牛屋に牧草刈らせてあげればいいのだ。置けばそのまま草刈ったって、まずみっぱ悪いのだ、枯れてな。でも刈って取らせて、それに肥料まかなければだんだんなくなるから、そのほうがいいと思いますよ。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第47号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第47号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第48号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第48号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第49号

○議長(瀬川左一君) それでは、日程第11 議案第49号令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 2 議案第 5 0 号

○議長（瀬川左一君） それでは、日程第 1 2 議案第 5 0 号令和 3 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 0 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 3 議案第 5 1 号

○議長（瀬川左一君） 日程第 1 3 議案第 5 1 号令和 3 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 1 号は、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 4 議案第 5 2 号

○議長（瀬川左一君） それでは、日程第 1 4 議案第 5 2 号令和 3 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第53号

○議長(瀬川左一君) 日程第15 議案第53号令和3年度七戸町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 報告第24号

○議長(瀬川左一君) 日程第16 報告第24号令和2年度七戸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1 番議員。

○1番(中野正章君) 裏のページ、6款農林水産業費、七戸町被災経営体再建支援事業

608万円とありますが、当初は二千数百万円の予算を取っていたというか、そういうあれがありましたが、結果的に六百幾らになったということの理由を教えてください。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

当初、1月の専決したときの集計によりますと、被災件数93棟のうち事業対象としていたのは68棟ありまして、そのときに2,310万円ほど補助事業に対応すべく専決しております。事業が進むにつれて、再建したいという方がハウス棟数で44棟、約半分以下になっております。そのため繰越額が600万円ちょっとという金額に変わっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） その再建したい棟数のうち用途があると思うのですが、水稻の育苗用とか施設園芸、トマトなどの施設園芸用とかあると思うのですが、中身が分かったら教えてください。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

再建申込みの段階で、育苗用ハウスにつきましては26棟、野菜棟につきましては18棟の申込みでございます。育苗ハウスにつきましては、25棟完成しております。野菜用のハウスにつきましては、18棟のうち9棟が完成しております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） これをどう考えるかということがあると思うのですが、やはりトマトとかは複数棟あって、複数棟被災したときに全部の棟を復興するのは大変だということで、割合が少なくなったというのもあるかと思いますが、やはり施設園芸への影響は大きいなという。役場の助成が2割、ゆうき青森農協では15%、合わせて35%ということで、やはり手出しもかなりあるということで、再建が思うようにいかなかった部分もあるかと思えます。

そういう中でも、役場のほうが2割の助成を早く出したというのは、ありがたかったかなと思います。ただ、それ以上に施設園芸、七戸地区でもトマト、天間林地区でもトマトで、若い人が頑張っていますが、やはり尻すぼみの感は否めないかなという、あるいは現状維持がやっとなという。これは一つの町でありながら農協が二つあって、それぞれ独自のやり方でやっていて、なかなか一緒になれないところもありますが、一つの町であるということと、今まで頑張ってきたので非常にもったいないなという、施設園芸に関する技術とかありますので、町でも何かにかの対策をとっていくべきかなと考えております。返答は要りません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
以上で、報告第24号を終わります。

○日程第17 報告第25号

○議長(瀬川左一君) 日程第17 報告第25号令和2年度七戸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
以上で、報告第25号を終わります。

○日程第18 報告第26号

○議長(瀬川左一君) 日程第18 報告第26号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
以上で、報告第26号を終わります。

○日程第19 報告第27号

○議長(瀬川左一君) 日程第19 報告第27号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
以上で、報告第27号を終わります。

○日程第20 報告第28号

○議長(瀬川左一君) 日程第20 報告第28号令和2年度七戸町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
以上で、報告第28号を終わります。

○日程第21 諮問第2号

○議長(瀬川左一君) 日程第21 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、諮問第2号は、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第22 選挙第1号

○議長(瀬川左一君) 日程第22 選挙第1号七戸町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。
お諮りします。
選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とし、議長が指名することにしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議長が指名することに決定しました。
暫時休憩します。

(新館文夫選挙管理委員会委員長 退席)

休憩 午前11時50分

再開 午前11時52分

○議長(瀬川左一君) 休憩を取り消し、会議を開きます。
これより、指名します。

選挙管理委員に、新館雄一君、新館文夫君、天間弘臣君、藤賀慶二君、以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々を当選人として定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました、新館雄一君、新館文夫君、天間弘臣君、藤賀慶二君、以上の方々が、七戸町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、補充員の指名を行います。

これより、指名します。

補充員は、附田繁志君、天間良一君、田中忠則君、上原子一治君、以上の方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方々が、選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

12番議員。

○12番(三上正二君) 上原子一治さんなのですけども、この資料の中に、青森県会計年度任用職員と書いてあれば、自営業と書いているけれども、本当は何なの、この人の職業は。統一したほうがいいと思ってさ、何だか分からない。

○議長(瀬川左一君) 事務局長。

○事務局長(澤山晶男君) すみません。これはプリントミスでした。これは会計年度任用職員として、営農大学のほうで守衛の仕事をしております。

○12番(三上正二君) 自営業ではないということだね。

○議長(瀬川左一君) お諮りします。

ただいま議長が指名した方々が、選挙管理委員会補充員として当選人と定めることに、御異議ありませんか。

14番議員。

○14番(白石洋君) 議長、あなたが読み上げたものが、みんな、今、通していつているわけですよ。事務局が今、読み上げた、三上議員が質問した「自営業ですか、何ですか」と、今、答弁しているでしょう。「自営業」ではないよというのなら、ちゃんと訂正をするならして、そして質疑ありませんかと問わないと、何でもありですよ。

さっきの名前も「藤賀・とが」さんでない、「藤賀・とうが」さんですよ。人の名前だからきちんとやらないと、失礼に当たりますよ。七戸町の議会、こんなものですかと言われるですよ。ちゃんとしてください。

局長、サポートのほうちゃんとしてください。お願いします。

○議長(瀬川左一君) すみません。上原子一治さんについては自営業でなく、県の営農

大学校の管理作業をしている人ですので、訂正いたします。

12番議員。

○12番（三上正二君） 局長、議長は疲れていると思うが、局長がそういう形で、では事務局に発表させて、これでいいですかとかしなければ、あっちへ行ってみたりこっちへ行ってみたり、何が何だか訳が分からなくなっている、分かる。局長がちゃんとしてくださいよ。そのための局長なのだから。

○議長（瀬川左一君） 上原子さんについては、会計年度任用職員だそうですので、（発言する者あり）会計年度任用職員だそうですので、御了承願います。（発言する者あり）

「藤賀・とうが」さんについては、発音の仕方が大変申し訳ありません。「藤賀慶二・とうがけいじ」ですのでよろしくお願いします。「藤賀慶二・とうがけいじ」ということで、御了承願います。

以上で、方々を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委員会補充員の当選人して定めることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。暫時休憩します。

（新館文夫選挙管理委員会委員長 入席）

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第48号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第3号）成人式の日程については、中央公民館長より発言があります。

中央公民館長。

○中央公民館長（高田博範君） 先ほど、成人式の日程についてお知らせいたしましたけれども、日にちが間違っていましたので、訂正させていただきます。

延期になりました令和2年度の成人式でございますけれども、来年の令和4年1月9日曜日、本来行うべき令和3年度の成人式を令和4年1月10日月曜日の成人の日で開催することにいたします。

おわびして、訂正いたします。すみませんでした。

○日程第23 請願第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第23 請願第1号「学校給食無料化」に関する請願書につ

いてを議題といたします。

審査を付託しました、文教厚生常任委員会委員長より報告を求めます。

岡村委員長、演壇にてお願いします。

○文教厚生常任委員会委員長（岡村茂雄君） それでは、請願書の請願審査報告をさせていただきます。

5月20日の議会運営委員会において、当委員会に付託されました、請願第1号学校給食の無償化に関する請願書の審査結果について報告いたします。

当委員会では、付託を受け、6月2日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審議を行いました。

審査の結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に付託となりました請願の審査経過について御報告申し上げましたが、当委員会の決定どおり、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、委員長の報告といたします。

○議長（瀬川左一君） 文教厚生常任委員長の報告がありました。

審査した結果につきましては、皆様のお手元に配付している請願審査報告書のとおり採択すべきものであり、お諮りします。

委員長に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

請願第1号については、委員長報告のとおり採択とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、請願第1号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○日程第24 発議第2号

○議長（瀬川左一君） 日程第24 発議第2号七戸町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

お諮りします。

本案について、お手元に配付したとおりですので、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、本案については、提出者の説明、質

疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

発議第2号は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 発議第3号

○議長(瀬川左一君) 日程第25 発議第3号道路整備促進特別委員会の設置目的の追加についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

9番附田俊仁君。

○9番(附田俊仁君) お疲れのところ申し訳ございませんが、それでは御説明いたします。

上北自動車道から北につながる下北半島縦貫道路の野辺地・七戸間の整備については、計画段階評価の途中であり、青森河川国道事務所によるアンケートの実施等、様々な調査が行われているところであります。

現在、バイパスルートと現道改良ルートの2案が示されておりますが、仮に現道改良ルートが採用された場合、沿道住民が危険にさらされるほか、速達性の低下や国道結節点の渋滞により、高規格道路の価値の減少が考えられます。

よって、上北自動車道の完成に附随して、下北縦貫道及び周辺の幹線道路の状況についても長期的に調査する必要があることから、現在道路整備促進特別委員会の目的に、これらの道路の調査・研究を追加する必要があると考えます。

このたび、三上正二議員、田嶋輝雄議員の御賛同を得まして、設置目的の追加についての発議をいたしましたので、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきますようお願い申し上げます。私の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長(瀬川左一君) これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬川左一君) 着席願います。

起立多数です。

したがいまして、発議第3号道路整備促進特別委員会の設置目的の追加については、原案のとおり可決されました。

○日程第26 発議第4号

○議長(瀬川左一君) 日程第26 発議第4号「学校給食無償化」を国に求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りします。

本案については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、本案について、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案について採決します。

発議第4号は、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第1 議案第61号

○議長(瀬川左一君) 追加日程第1 議案第61号令和3年度七戸町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

町長から、追加議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小又 勉君) ただいまは、提出いたしました全議案を原案どおり可決くださいます。誠にありがとうございます。

また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第61号令和3年度七戸町一般会計補正予算(第4号)については、歳入歳出予算の総額に1,219万8,000円を追加し、予算の総額を101億9,403万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金に1,214万6,000円を追加し、歳出は、総務費に1,219万8,000円を追加するものです。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、歳入歳出を増額するものです。

以上、1議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は、全て議了しました。

これをもって、令和3年第2回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 0時13分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年6月8日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員